

広島地方最低賃金審議会
令和5年度 第1回
広島県はん用機械器具、生産用
機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会
議事録

令和5年10月3日

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会令和5年度第1回広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和5年10月3日（火）10時00分～11時20分

2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者

【公益代表者委員】

酒井部会長、井上部会長代理

【労働者代表委員】

国友委員、田中委員、藪本委員

【使用者代表委員】

巢守委員、中野委員、藤井委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官
山崎労働基準監察監督官、吉川労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

重弘賃金室長補佐

ただ今から第1回広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して機械器具製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員2名、今、車元委員が向かわれていると伺っております。労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計8名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月19日から25日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

では、本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に機械器具製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員紹介)

重弘賃金室長補佐

ありがとうございました。それでは、労働基準部長の前田より、御挨拶を申し上げます。

前田労働基準部長

おはようございます。よろしく申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、広島県最低賃金特定最低賃金専門部会の委員に御就任いただきまして誠にありがとうございます。また、お忙しい中、本日の第1回専門部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

この広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金は、現在、時間額 984 円ということですが、本年度も改正の申出がございまして、8月4日でございますけど、改正決定の必要性について広島労働局長から広島地方最低賃金審議会へ諮問し、「改正決定の必要性あり。」との答申をいただきました、そこで同日でございますけれど、改正決定等について同審議会へ諮問したところでございまして、本日から専門部会の委員の皆様により具体的な調査審議をお願いすることとなった次第でございます。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金と異なり、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格のものでございますので、全会一致に向けて御審議をお願いいたします。

今後、数回にわたりまして専門部会で御審議いただくこととなりますけれども、改正されます特定最低賃金の年内発効に向け御審議いただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

重弘賃金室長補佐

では続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

重弘賃金室長補佐

ここでお手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、

通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

議事(1)「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

石井賃金室長

御報告申し上げます。機械器具製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として酒井委員、部会長代理候補として井上委員が推挙されております。以上でございます。

重弘賃金室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議無し)

重弘賃金室長補佐

ありがとうございます。部会長に酒井委員、部会長代理に井上委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

重弘賃金室長補佐

それでは、酒井部会長、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

酒井部会長

ただ今、部会長に選出していただきました酒井でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

できる限りスムーズな審議を心掛けて、公正な特定最賃の決定に向けて努めたいと思っておりますので、委員の皆様の御協力を、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)「広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

石井賃金室長

はい、事務局から、資料の説明の前に、専門部会における議事の公開について説明させていただいてよろしいでしょうか。

酒井部会長

お願いします。

石井賃金室長

ありがとうございます。では、お手元の共通資料No3の、通し番号3ページ広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この運営規程に基づき運営されているものでございます。議

事の公開の定めにつきましては、第5条第1項により規定されており、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

審議会の公開につきましては、令和5年4月6日中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において出されました「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない。」という観点を踏まえ、令和5年7月3日開催の第547回広島地方最低賃金審議会におきまして、御審議いただきました。

その結果、今年度の審議会及び専門部会における議事の公開については、運営規程のとおり、原則公開で、特段の定め該当する場合、非公開とするとされ、公労・公使の二者の個別協議の場合は、特段の定め「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。」に該当するおそれがある場合等に該当すると考えられることから、審議会はほとんどが公労使三者揃った会議であることから公開、専門部会は、第1回以外の審議は、ほとんどが二者のみの個別審議であることから、第1回のみを公開とするとの結論に至りました。

よって、特定最低賃金専門部会におきましても、第1回目は公開、第2回目以降はほとんどが二者協議であることから非公開することとなります。

さらに、専門部会の議事録の作成について申し上げます。共通資料No.8、通し番号の27ページを御覧ください。議事録の作成につきましても、情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会のさらなる透明性が求められており、発言者名を議事録に付記させていただいております。

また、公開の場合の議事録は、広島労働局のホームページに掲載しております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。

酒井部会長

ありがとうございました。今事務局から説明があったとおり議事の公開については、審議会において議決しております。この件について、何か御意見、御質問がございませんでしょうか。

(意見無し)

御意見、御質問が無いようですので、本専門部会はこのまま公開として進めてまいります。

では、事務局、資料の説明を続けてください。

栗林賃金指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本機械器具製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定（産業別）最低賃

金について、を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本機械器具製造業最低賃金につきましては、配付しております令和5年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和5年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、公正競争ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続でございますが、本年8月4日の第549回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和5年度広島地方最低賃金審議会の運営について、を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとされており。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告、記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号

の 26 ページ、令和 4 年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます、この表の左から 3 番目に機械器具製造業がございます。

昨年、令和 4 年度におきましては、計 3 回の専門部会を開催し、引上げ額 26 円、時間額 984 円の答申をいただいております。

今年度から新たにお付けしている資料として、共通資料の最後の方にありますが、No. 23、84 ページを御覧ください。令和 5 年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を厚生労働省がプレスリリースしたものです。対象は、資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業と大企業ですが、産業別の数字が分かるので、参考として付けさせていただきました。

また、机上配付しております資料の説明をいたします。

まず、今年から新たに作成しました令和 5 年 1 月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。これは、昨年以降消費者物価指数が上昇しておりますことから、特定最低賃金改正発効後の 1 月から 8 月までの消費者物価指数の上昇率の推移となっております。

次に、広島県最低賃金改正のリーフレットが 2 種類ございます。まず、本省作成リーフレット、そして、広島局作成のリーフレット広島県の最低賃金です。広島県最低賃金が 10 月 1 日から 970 円に改正されたことから、新たに作成しました。広島県特定最低賃金の一覧を御覧ください。広島県最低賃金が 970 円に改正されたことにより、広島県特定最低賃金 8 業種のうち、下の欄の 5 業種は広島県最低賃金の金額が上回ります。よって、各種商品小売業は昨年度から広島県最低賃金の適用となっておりますが、それ以外の 4 業種につきましても、改正されるまでの間、広島県最低賃金 970 円が適用となります。

そして、最後に、今年度の大幅な最低賃金の引上げを受けての中小企業・小規模事業者の賃上げし易い環境整備の各種支援策のリーフレットを御用意いたしました。特に業務改善助成金は、8 月 31 日から制度の拡充をしております。

私からの説明は以上でございます。

重弘賃金室長補佐

続きまして、広島県機械器具製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、御説明いたします。

まず、別冊資料No.2、通し番号の2ページは、現行の広島県機械器具製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するののかということを示したものを併せて添付してございます。

別冊資料No.3、通し番号の40ページは、去年の全国の機械器具製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料No.4、通し番号の41ページからは、広島県内で実施した機械器具製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月～7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については1人～99人規模の事業場、これ以外の業種については1人～29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査（サンプリング調査）です。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和5年6月支払分の賃金です。

通し番号47ページの分位偏差を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果です。

続きまして、通し番号48ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数の

グラフです。

横軸が 10 円刻み（1,100 円以上は 100 円刻み）の時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

続きまして、通し番号 49 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

通し番号 50 ページが機械器具製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。

次の 52 ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額 984 円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号 53 ページが最低賃金引上げ試算表です。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合つまり影響率を 1 円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃 984 円を 1 円引き上げますと 6.3%に影響が出る（下回る）こととなります。

通し番号 54 ページが、平成 16 年度からの機械器具製造業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表です。

私からの説明は以上です。

酒井部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての説明がありましたが、これらにつきまして、何か御質問等がございますか。

よろしいですか。

質問等無いようです。

（質問無し）

酒井部会長

では、ここで他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いします。

石井賃金室長

本日現在の機械器具製造業最低賃金の他府県の結審状況について、御説明いたします。

他府県の結審状況、結審しているのは2件という状況です。

大阪、これが一般機械、輸送用機械なんですけども、現行1,028円のところが1,070円、42円引上げということです。

兵庫が一般機械、これが993円のところを1,035円、42円の引上げということです。

以上です。

酒井部会長

はい、ありがとうございます。それでは、機械器具製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思います。

各側、意見表明の前に個別に協議する時間が必要でしょうか。

(特に無し)

それでは、個別協議がないということですので、このまま続けさせていただきます。

それでは、各側から意見表明をお願いしたいと思いますが、労側からお願いしてもよろしいでしょうか。

よろしくをお願いします。

国友委員

それでは国友の方から発言させていただきます。

まず、今回も一般機械特定最賃の審議をいただくことを非常に感謝しております。ありがとうございます。

特定最賃といいますのは、公益使用者、労働者の産業それぞれの立場で、広島県はん用機械産業の最低賃金を設定する場であると認識しておりますので、様々な影響がある中での審議となりますが、全会一致に向けて建設的な議論を行いたいと考えております。

この中にはん用機械産業を取り巻く環境といたしまして、やはり依然として電気料金とか材料費が高騰によって、中々収益に繋がらない厳しい状況が続いているのではないかと想像できますが、そういう中、そこで働いている人を何とか、昨今では仕事の高度化に伴う労働負荷は、従来にも増していると認識しており、従業員の活力発揮に向けて、生活の安心、安定の確保が重要であると考えております。

また、はん用機械の最低賃金は他産業に比べて、地域別最低賃金に対して優位性は保っているものの、水準は年々縮小傾向にあり、労働力人口現象が社会現象となっている中で、広島県の転出者数が転入者数を上回る転出超過数は、47都道府県の中でも最低ということで、将来的な広島県の労働力人口の低下も懸念されているところであります。その中で広島県のはん用機械産業を担う優秀な人材を確保していくには、賃金水準を向上させて、企業の魅力を高めて、若年層を始めとした人口流出に歯止めをかけ、広島県はん用機械産業の活力的、持続的に維持向上、持続可能な地域社会を構築するために、魅力ある都市作りや県内企業の生産性向上、また、県外から人や企業を呼び込み、県内の人口流出を抑制することも、この業種の中で叶える必要があるのではないかと考えております。

そのような中で、今回、真摯な討議を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、残りの2名の委員からも色々な企業状況であるとか、思いを伝えてい

ただきたいと思しますので、お二人の方からお願いします。

田中委員

本年から委員を務めさせていただきます。田中です。よろしくお願いいたしますます。

私の方から意見を述べさせていただきます。

はん用機械の業種においてですが、コロナの影響による部品欠品などで、作りたいものが作れない状況や、材料費の高騰で価格転嫁が進んでいない状況となっております。

また、設備導入や自動化など進んではいるものの、まだまだ人の手に頼らないといけない作業が多いというのが現状です。また、作業環境面においては、近年の異常気象での温暖化の影響もあり、屋外で作業する職場、また、溶接を行う職場においては、熱中症対策は行っているものの、決して恵まれた環境で作業が出来ているとは言えません。加えて、安全面でいえば、対策は講じられつつありますが、設備への挟まれ、巻き込まれなど、重大災害に繋がる職場もまだまだ多くあり、常に細心の注意を払って作業を行っています。

近年は外国人労働者も増加し、作業指導や技能継承などのコミュニケーションも重要となっております。その中で教育としては、言語の違いなど伝える難しさなどもあり、職場で働く者は大変苦勞していることも多くあります。

そうした中、労働力人口が減少していく中で、人材の確保はこの業界を継続発展させていくために必要不可欠であり、そのためにも、魅力ある労働条件であることが重要であると考えます。当社においても、作業面で苦勞していると聞かされますし、入職されても数年で退職される方も多く、魅力ある産業にしていけないと、今後益々人材確保が難しくなると危惧しています。会社も労働時間の短縮、福利厚生制度の充実など、魅力ある労働条件の諸施策を進めていますが、職場からは「賃金が上がらないと生活が苦しい。」といった声も聴いています。働いた対価を賃金に反映して労働者のモチベーションの維持向上に繋

げていくとともに、求人においても選ばれるはん用機械産業、魅力ある産業にしていく必要があると考えます。私は人材確保をしていくための重要な方策は、まずは賃金であると考えております。

以上、はん用機械産業の置かれた状況を御理解いただき、是非とも賃金水準を向上させ、産業、企業の魅力を高められるよう、御検討をよろしくお願いいたします。私からは以上です。

藪本委員

はい、私藪本の方からははん用機械産業を取り巻く環境を含めて、少しお話しさせていただきたいと思っております。

工作機械業界の全体の指標としては、世界的な半導体の増加に加え、海外はEV関連の市場増加により、内需、外需ともに好調に現在のところ推移していると思っています。新型コロナウイルス感染症の流行前を上回る水準まで回復してきたところでございます。国内では半導体不足が改善され、自動車関連についても、堅調に推移しています。コロナ禍の経済状況とは大きく変化していると認識しています。

一方で、急激な円安の進行による生活必需品の値上げ等による生計費の増加、これらは労働者の生活を直撃するものであります。非正規労働者や未組織労働者は、賃金引上げがなければ生活が立ち行かないという懸念もあります。技術レベルの向上等に対する人材確保も重要ですし、機械器具製造業の業界の知名度を上げることも重要だと考えております。

少子高齢化や人口減少による労働力人口の減少は、構造的な人材不足の問題を抱えていることに変わりはないと考えております。適正な賃金の引上げによる地賃との優位性の確保、さらには、隣県の業種、業界において、広島県の優位性、あるいは魅力ある業種の維持ということを考えつつ、日本の基幹産業であるはん用機械産業の労働の質にふさわしい賃金水準を確保することによって、産業の魅力を更に高め、人材を確保する観点、さらには、労使の社会的使命と

して、非正規雇用や未組織で働く労働者の処遇を改善する観点などから特定最低賃金の引上げに向けて交渉の方を行わさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

私の方からは以上です。

国友委員

以上ということで、地域別最低賃金 970 円、一般機械の方が 984 円ということで、その差が 14 円ということになっていますが、この業界特殊な作業もありますし、熟練ということも非常に重要となってきますし、継続的に雇用している、この産業で働いていただくには、それなりの賃上げが必要あると考えております。

以上です。

酒井部会長

ありがとうございました。ただ今労側の方から、業界の方のそれぞれの思いなどをお話いただきました。それでは、使側の方から願いたします。

中野委員

はい、では中野の方から基本的な考え方について発言させていただきます。

企業を取り巻く環境については、経営者協会が調査を行っておるところなんですけど、この業界も含めまして、すべての業界で中々厳しい状況と感じておるところでございます。相変わらず長引いております。ロシアのウクライナ侵攻が不安材料のトップであると挙げられておりますし、それに関連して悩まれているのが、原材料の高騰、資材不足等でございます。加えて、原油価格の高騰等、企業を取り巻く環境としましては、依然として厳しい状況にあるのかなと思っております。

そういった厳しい状況下で、賃上げ、最低賃金を上げるのがどうなのかなと

いう部分がございます。金額を検討する上においては、一番過酷な状況におかれています中小零細企業を中心に我々は話し合っていければなと思っところでございます。業界の企業の方に聴くところによりますと、ある程度の規模の企業については、「コロナ前までには回復はしていないけど、何とかやっけていけるよ。」と回答されているところですけど、しかしながら、先ほど申しました中小零細企業の一番厳しい状況に置かれている企業についてはですね、中々厳しいんじゃないかという部分と、併せてゼロゼロ融資の返済の部分だとか、インボイスだとか、そういった部分が重なって一段と厳しい状況に変わりはないという発言もされているところでございます。

しかしながら、物価の高騰だとか、そういった部分もございますので、我々どいたしましても、常識の範囲内では、最賃を上げることについては、理解をしているところなんですけど、先ほども申しました一番厳しい中小零細企業といたるところに目線を当てて今後臨んでいければと思っています。

以上でございます。

協同組合の方の事務局長として、藤井さんの方から業界の状況を少しお話しさせていただきます。

藤井委員

それでは、藤井の方から業界全般について、お話をさせていただきます。

このたび、個別企業という形、経営者という形ではないですけど、我々の組合では、ほぼ、ものづくり企業すべてが入っております。ですから、こういうはん用機械から生産機械から鋼材であるとか、電気、電子すべて入っています。東部の、福山地方のものづくり企業ということになりますと、すべての業界が我々のところに入っております。大きいところは勿論、中小企業も入っております。そういった団体なんですけど、今、ものづくり企業全般で考えますと、取組みでやることが多いんですね、人にやさしい労働環境であるとか、生産性向上であるとか、当然のことなんですけど、あと、経営の高度化、人材の育成、

いろいろやることがあります。あと、SDGs のことも最近よく言われますし、DX のことも、行政含めて言われます。

いろんな取組の中で、やはり、やっているところをみると、地域に若い活力のある従業員さんをいかに呼び込むか、あるいは、地元の卒業生、若い人をいかに引き留めるか、ということが結構大事なことになってきますし、そうなりますと一定の給与水準というのは当然必要になろうかと思しますので、今、中野委員さんが言われたとおり、一定の賃上げは必要ではないかなと、よそに恥ずかしくない賃金は必要ではないかなとは思いますが、ここはもう経営との、状況とのバランスだろうと、私は思います。

今この部会の最低賃金の状況そのものがけっこう優位性があると私は思っているんですよ、970 円を下回ることもなかったし、鉄鋼業、造船業に次いでぐらゐの高い賃金水準を確保されている優位性のある業界なので、極端な賃上げは必要でないかなと私は思います。

私ども、売上げ規模が、300 億から 500 億の企業から、5 千万円規模の企業まであります。毎年、業況と賃金の状況と、それから 3 か月毎に経営状況、1 か月毎に経営状況、これ私の方でデータを取りながらやっているんですけど、やはり、零細企業は特に厳しいです。価格転嫁もできませんし、設備投資も中々難しい、経営の合理化も出来ない。労働者の年齢層もかなり上がってきているので、賃金の引下げもできませんから、結構零細企業は賃金が高止まりしている状況です。そういう、とても厳しい状況にある中小零細の業界の方達のことを考えると、むやみに、安易に賃金を引き上げるのはどうかなと、考えます。それから、業界として優位性を保つということはよく分かるんですけど、ものづくり企業全体として、視野を広げて、業種別最低賃金のバランスということも考えて、議論をしていくべきではないかなと私は考えます。

以上です。

酒井部会長

使側よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

ただ今、労使双方から、現状の認識であるとか対象の産業の状況であるとか、企業を取り巻く環境、また、労働者に対する環境や、環境の変革などのお話をいただきました。

それぞれ改正審議に当たっての意見表明をしていただきました。

各側の意見表明を踏まえまして、お互いに御質問などございましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

中野委員

別にございませぬ。

酒井部会長

特に、それぞれの意見表明に対しての御質問はないということでございました。

それでは、本日具体的な金額提示は可能でしょうか。

労側いかがでしょうか。

国友委員

はい、準備しています。

酒井部会長

使側はいかがでしょう

中野委員

はい、私どもも、今から少しお時間いただいて、最終打合せをさせてもらっ

て。可能であればと思っております。

酒井部会長

それでは、何分くらい打合せが要りますでしょうか。

中野委員

15分くらいいただければと思っています。

酒井部会長

労側は。

国友委員

15分くらい、もう1回打合せをしたいと思います。

酒井部会長

それでは別室で協議していただきたいと思います。

15分経ちましたらお戻りいただきたいと思います。

(各側に分かれて個別協議)

酒井部会長

それではお戻りいただきましたので、審議を再開したいと思います。

それでは、金額提示を御用意いただいているということでございますので、労側の方からよろしいでしょうか。

国友委員

はい、それでは金額提示の方させていただきます。根拠といたしましては、

春闘の結果というところから算出させていただきたいと、広島県の特定最賃ということなので、広島県の春闘の結果を踏まえながらのものです。表明したいと思います。まず、JAMの方、今回基幹労連さんの方、情報が取れなかったので、JAMの方、今、広島県の中に組合員数が29単組あって、6,403人の組合員さんがいます。そんな中で、今回の賃上げの結果、平均要求は単純平均で、8,639円、加重平均ですと9,700円という結果が出ております。そんな中で、単純平均というところでも、時間あたりに換算すると、46.77円、約47円程度の賃上げになっています。今回、はん用機械の中に申出で、単組で決意表明していただいたところ、18単組ありまして、その中に、全体で4,739人おります。その部分のはん用機械の賃上げは8,565円、時間給に直しますと、49円というところなんです。全国の一般機械のところは、9,565円、54.97円、だいたい55円になっているんですけど、全国というのはまた別になるかと、広島県でも地域別最低賃金よりは高い水準で上がっているというところなんです。その中には、中小、零細とまではいかないですけど、20人以下の企業は、1つ2つあるんです。そういう企業も申出の中に参加させていただいております。

その中で、要求額についてですけど、今回、一般機械で働く広島県内の労働者数が27,019人その中で、11,664人43.2%の決議文をいただいております。そんな中で、労働協約ケースですね、今回、一般機械も公正競争ケースになったわけですが、毎年春闘時期、我々も努力しながら、何とか企業内最低賃金協定の締結をと、各単組、企業へのお願いをしてですね、努力をしておるところですけど、今年度、2023年度については、2単組、約700名程度の組合員さんや従業員さんがいるところの企業内最低賃金を締結することができました。よって、11,664人のうち、企業内最低賃金協定で働いている人が8,679人、32.1%もう少し1/3に到達することにならないということですが、ほぼほぼ協約ケースに近い話が出るのではないかなと思っていることを御理解いただきたいと思います。ということで、そのために、金額提示の方をさせていただきたいのですが、労働協約を示す中に付けた資料の中で一番低い金額は現在1,020円です。なので、

現状一般機械は 984 円でその差が 36 円ということになります。今年地域別最低賃金が 40 円上がりましたから、特定最賃の優位性を考えると、それ以上は提示したいんですけど、いかんせん、ここの縛りがありますから、今回労側としては、提出している協定の上限一杯の 1,020 円、36 円アップの 1,020 円ということで提示をさせていただきたいと考えています。

以上です。

酒井部会長

はい、ありがとうございます。ただ今、労側からは 36 円アップの 1,020 円という提示がなされました。背景にある考え方も話していただきました。それでは、それを踏まえまして、使側からいかがでしょうか。

中野委員

使側としては、労側の意見を持ち帰って検討させてください。

酒井部会長

本日のところは、使側からの金額提示がございませんでしたので、本日は、これ以上審議を続けましても、進展はないものと思われまますので、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思います。

それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

重弘室長補佐

それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。

事務局にて日程調整をさせていただき、次回は、10 月 11 日、水曜日、10 時から 4 号館 13 階 9 号会議室での開催を予定しております。

事務局から訂正とお詫びがございませす。先ほど車元委員の関係でございますね、確

認しましたところ、あらかじめ本日は欠席すると御連絡をいただいております。こちらの手違いでした、申しわけありませんでした。お詫びの上、訂正させていただきます。

以上です。

酒井部会長

そのほか事務局からはございませんでしょうか。

今回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による2者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、本日の専門部会は、これにて閉会といたします。

皆様、お疲れ様でございました。